

発行者情報

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【公表書類】 | 発行者情報 |
| 【公表日】 | 2025年12月26日 |
| 【発行者の名称】 | あさかわシステムズ株式会社 (Asakawa Systems Co., Ltd.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 三宅 安幸 |
| 【本店の所在の場所】 | 和歌山県和歌山市小松原通三丁目 69 番地 (上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の 【最寄りの連絡場所】で行っております。) |
| 【電話番号】 | 072-464-7831 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 総合管理部長 森 和幸 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府泉佐野市りんくう往来北 1 番 |
| 【電話番号】 | 072-464-7831 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 総合管理部長 森 和幸 |
| 【担当 J-Adviser の名称】 | 株式会社日本M&Aセンター |
| 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 竹内 直樹 |
| 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号 |
| 【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/ |
| 【電話番号】 | 03-5220-5454 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号 |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | あさかわシステムズ株式会社 https://www.a-sk.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | 第43期 中間連結会計期間 | 第42期 |
|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日 | 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 |
| 売上高 (千円) | 871,777 | 1,669,275 |
| 経常利益 (千円) | 43,126 | 128,986 |
| 親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円) | 24,628 | 93,197 |
| 中間包括利益又は包括利益 (千円) | 42,176 | 118,041 |
| 純資産額 (千円) | 843,508 | 806,996 |
| 総資産額 (千円) | 1,852,528 | 1,883,978 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 818.94 | 783.49 |
| 1株当たり配当額 (円) | — | 5.5 |
| (うち1株当たり中間配当額) (円) | (-) | (-) |
| 1株当たり中間(当期)純利益 (円) | 23.91 | 90.48 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円) | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 45.5 | 42.8 |
| 自己資本利益率 (%) | 3.0 | 11.5 |
| 株価収益率 (倍) | — | — |
| 配当性向 (%) | — | 6.1 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | 216,631 | △108,414 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | 51,456 | 15,686 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | △122 | 216,121 |
| 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円) | 814,134 | 546,167 |
| 従業員数 (名) | 124 | 118 |
| [外、平均臨時雇用人員] | [-] | [-] |

- (注) 1. 第42期より連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第42期及び第43期中間期の株価収益率は、売買実績が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第43期中間期は配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

| 従業員数(名) |
|---------|
| 124 [-] |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 当社グループは、システムソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年9月30日現在

| 従業員数(名) |
|---------|
| 94 [-] |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 当社は、システムソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、春闘による賃上げや103万円の壁の見直しなどが個人消費の下支え要因となっており、緩やかな回復基調を維持しております。一方で、物価上昇による家計負担の増加、米中貿易摩擦の再燃による輸出の減少、そして円安の進行による輸入コストの上昇など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が所属する情報サービス産業においては、クラウド、AI、セキュリティ分野を中心に、企業のIT投資が継続しており、当期においても一定の需要を維持しております。当社の主な顧客である建設業界においては、インフラ老朽化への対応や防災・減災投資の継続により、公共工事を中心に底堅い需要が見られる一方、資材価格の高騰や人手不足の影響で厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当中間連結会計期間の業績は売上高871,777千円、営業利益33,617千円、経常利益43,126千円、親会社株主に帰属する中間純利益24,628千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は814,134千円となり、前連結会計年度末に比べ267,966千円増加しました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は216,631千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益42,772千円に加え、減価償却費4,535千円、のれん償却額23,822千円、売上債権及び契約資産の減少218,785千円、前受金の増加21,503千円、賞与引当金の増加10,527千円等により増加したものの、仕入債務の減少57,382千円、未払金の減少30,131千円、法人税等の支払32,338千円等により減少したものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は51,456千円となりました。これは主に、定期預金の払戻しによる収入112,000千円、投資有価証券の売却による収入51,633千円等により増加したものの、定期預金の預入れによる支出112,000千円、無形固定資産の取得による支出6,386千円等により減少したものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は122千円となりました。これは主に、短期借入金の増加32,400千円により増加したものの、長期借入金の返済による支出26,857千円、配当金の支払額5,665千円により減少したものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループにおける主たる業務は、ソリューション・サービスの開発、その導入及びそれらの導入後におけるサポート等であります。これらは顧客の注文に応じてサービス及びサポートを提供するものであり受注形態は多岐にわたっております。このため、生産という概念が薄く、生産実績を把握することは困難でありますので、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 受注高(千円) | 前年同期比(%) | 受注残高(千円) | 前年同期比(%) |
|---------------|---------|----------|----------|----------|
| システムソリューション事業 | 923,418 | — | 257,573 | — |
| 合計 | 923,418 | — | 257,573 | — |

(注)当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|---------------|---------|----------|
| システムソリューション事業 | 871,777 | — |
| 合計 | 871,777 | — |

(注) 1. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

2. 当中間連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は、その割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年6月26日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本発行者情報公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲

渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
 - 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
 - a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
 - 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
 - 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行情報等の提出遅延
 - 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
 - 次の a 又は b に該当する場合
 - a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の連結財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
 - 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
 - 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限

- 甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
 - ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
 - ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
 - ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
 - ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
 - ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、顧客のニーズに基づいたソフトウェア開発のための研究開発活動を行っております。

当中間連結会計期間は、主に新製品開発に関する研究開発活動に取り組んできました。

これらの取り組みの結果、当中間連結会計期間における研究開発活動の金額は、127,604千円となりました。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の情報については記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,316,802千円となり、前連結会計年度末に比べ35,364千円増加しました。主な要因は、現金及び預金の増加267,966千円、売掛金及び契約資産の減少218,785千円等であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は535,726千円となり、前連結会計年度末に比べ66,814千円減少しました。主な要因は、のれんの減少23,822千円、投資有価証券の減少26,304千円、繰延税金資産の減少16,649千円等であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は429,179千円となり、前連結会計年度末に比べ45,002千円減少しました。主な要因は、買掛金の減少33,434千円、短期借入金の増加32,400千円、未払金の減少30,131千円、未払費用の減少23,948千円等であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は579,840千円となり、前連結会計年度末に比べ22,959千円減少しました。主な要因は、長期借入金の減少27,589千円、退職給付に係る負債の増加3,192千円等であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は843,508千円となり、前連結会計年度末に比べ36,511千円増加しました。主な内訳は、利益剰余金の増加18,963千円、その他有価証券評価差額金の増加17,548千円であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日) | 公表日現在発行数(株) (2025年12月26日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------------------------------|------------------------------|-----------------------------|---------------|
| 普通株式 | 2,000,000 | 880,000 | 1,120,000 | 1,120,000 | 東京証券取引所 TOKYO PRO Market | 単元株式数 100株 |
| 計 | 2,000,000 | 880,000 | 1,120,000 | 1,120,000 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(千円) | 資本金残高(千円) | 資本準備金増減額(千円) | 資本準備金残高(千円) |
|------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 2025年9月30日 | — | 1,120,000 | — | 64,800 | — | — |

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----------------|-------------------------|-----------|---------------------|
| 浅川組運輸株式会社 | 和歌山県海南市下津町下津3066番地の13地先 | 297,000 | 28.83 |
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号 | 220,000 | 21.36 |
| 近和不動産株式会社 | 和歌山県和歌山市築港五丁目4番地 | 180,000 | 17.48 |
| 三宅 安幸 | 和歌山県和歌山市 | 135,000 | 13.11 |
| あさかわルブテック株式会社 | 和歌山県海南市下津町下津27番地1 | 108,000 | 10.49 |
| 株式会社浅川組 | 和歌山県和歌山市小松原通三丁目69番地 | 50,000 | 4.85 |
| 紀州技研工業株式会社 | 和歌山県和歌山市布引466番地 | 40,000 | 3.88 |
| 計 | — | 1,030,000 | 100.00 |

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 90,000 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,030,000 | 10,300 | — |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 普通株式 1,120,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 10,300 | — |

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------|---------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| あさかわシステムズ株式会社 | 和歌山県和歌山市小松原通三丁目69番地 | 90,000 | — | 90,000 | 8.0 |
| 計 | — | 90,000 | — | 90,000 | 8.0 |

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 2025年4月 | 2025年5月 | 2025年6月 | 2025年7月 | 2025年8月 | 2025年9月 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | — | — | — | — | — | — |
| 最低(円) | — | — | — | — | — | — |

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2. 2025年4月から2025年9月については、売買実績がないため、記載しておりません。

3 【役員の様況】

前連結会計年度に係る発行情報の公表後、当中間連結会計期間に係る役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社は、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報を記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2025年3月31日) | 当中間連結会計期間 (2025年9月30日) |
|------------|-------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 664,667 | 932,634 |
| 売掛金及び契約資産 | 570,737 | 351,951 |
| 棚卸資産 | ※ 5,481 | ※ 6,122 |
| その他 | 43,854 | 28,197 |
| 貸倒引当金 | △3,303 | △2,103 |
| 流動資産合計 | 1,281,438 | 1,316,802 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 6,251 | 8,592 |
| その他（純額） | 5,315 | 5,239 |
| 有形固定資産合計 | 11,567 | 13,832 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 142,935 | 119,112 |
| その他 | 27,921 | 30,699 |
| 無形固定資産合計 | 170,856 | 149,811 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 246,543 | 220,238 |
| 繰延税金資産 | 85,645 | 68,996 |
| その他 | 87,927 | 82,846 |
| 投資その他の資産合計 | 420,116 | 372,082 |
| 固定資産合計 | 602,540 | 535,726 |
| 資産合計 | 1,883,978 | 1,852,528 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2025年3月31日) | 当中間連結会計期間 (2025年9月30日) |
|---------------|-------------------------|---------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 83,546 | 50,112 |
| 短期借入金 | 7,600 | 40,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 37,838 | 38,570 |
| 未払金 | 54,280 | 24,148 |
| 未払費用 | 54,181 | 30,233 |
| 未払法人税等 | 31,951 | 11,388 |
| 前受金 | 120,967 | 142,470 |
| 賞与引当金 | 69,469 | 79,997 |
| その他 | 14,346 | 12,258 |
| 流動負債合計 | 474,181 | 429,179 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 249,450 | 221,861 |
| 繰延税金負債 | 946 | — |
| 退職給付に係る負債 | 197,004 | 200,197 |
| 役員退職慰労引当金 | 155,399 | 155,915 |
| 資産除去債務 | — | 1,866 |
| 固定負債合計 | 602,800 | 579,840 |
| 負債合計 | 1,076,982 | 1,009,020 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 64,800 | 64,800 |
| 利益剰余金 | 697,066 | 716,029 |
| 自己株式 | △13,500 | △13,500 |
| 株主資本合計 | 748,366 | 767,329 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 58,630 | 76,179 |
| その他の包括利益累計額合計 | 58,630 | 76,179 |
| 純資産合計 | 806,996 | 843,508 |
| 負債純資産合計 | 1,883,978 | 1,852,528 |

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|-----------------|--|
| 売上高 | 871,777 |
| 売上原価 | 474,117 |
| 売上総利益 | 397,659 |
| 販売費及び一般管理費 | ※ 364,042 |
| 営業利益 | 33,617 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 218 |
| 受取配当金 | 2,193 |
| 保険解約返戻金 | 7,292 |
| その他 | 1,850 |
| 営業外収益合計 | 11,554 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 2,045 |
| 営業外費用合計 | 2,045 |
| 経常利益 | 43,126 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券売却損 | 353 |
| 特別損失合計 | 353 |
| 税金等調整前中間純利益 | 42,772 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11,776 |
| 法人税等調整額 | 6,368 |
| 法人税等合計 | 18,144 |
| 中間純利益 | 24,628 |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | — |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | 24,628 |

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|----------------|--|
| 中間純利益 | 24,628 |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | 17,548 |
| その他の包括利益合計 | 17,548 |
| 中間包括利益 | 42,176 |
| (内訳) | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | 42,176 |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | — |

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|-----------------------|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前中間純利益 | 42,772 |
| 減価償却費 | 4,535 |
| のれん償却額 | 23,822 |
| 受取利息及び受取配当金 | △2,411 |
| 保険解約返戻金 | △7,292 |
| 支払利息 | 2,045 |
| 投資有価証券売却損 | 353 |
| 助成金収入 | △1,615 |
| 売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加) | 218,785 |
| 棚卸資産の増減額 (△は増加) | △641 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | △57,382 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | △30,131 |
| 前受金の増減額 (△は減少) | 21,503 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | 10,527 |
| 退職給付に係る負債の増減額 (△は減少) | 3,192 |
| その他 | 18,924 |
| 小計 | 246,988 |
| 利息及び配当金の受取額 | 2,407 |
| 利息の支払額 | △2,041 |
| 助成金の受取額 | 1,615 |
| 法人税等の支払額 | △32,338 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 216,631 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の払戻しによる収入 | 112,000 |
| 定期預金の預入れによる支出 | △112,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △1,328 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △6,386 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 51,633 |
| 保険積立金の解約による収入 | 12,546 |
| その他の増減 | △5,009 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 51,456 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少) | 32,400 |
| 長期借入金の返済による支出 | △26,857 |
| 配当金の支払額 | △5,665 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △122 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 267,966 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 546,167 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※ 814,134 |

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳

| | 前連結会計年度 (2025年3月31日) | 当中間連結会計期間 (2025年9月30日) |
|-----|-------------------------|---------------------------|
| 仕掛品 | 5,274千円 | 5,965千円 |
| 貯蔵品 | 207千円 | 157千円 |

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|--------------|--|
| 従業員給与 | 59,723千円 |
| 研究開発費 | 127,604千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 21,570千円 |
| 退職給付費用 | 2,647千円 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 516千円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,200千円 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|------------------|--|
| 現金及び預金 | 932,634千円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | △118,500千円 |
| 現金及び現金同等物 | 814,134千円 |

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|-------|
| 2025年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 5,665 | 5.5 | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、システムソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|---------------|--|
| ソリューション・サービス | 414,036 |
| 導入サービス | 436,900 |
| 関連製品の販売 | 20,839 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 871,777 |
| 外部顧客への売上高 | 871,777 |

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|----------------------------|--|
| 1株当たり中間純利益(円) | 23.91 |
| (算定上の基礎) | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益(千円) | 24,628 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円) | 24,628 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,030,000 |

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月26日

あさかわシステムズ株式会社
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩永憲秀

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三王知行

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているあさかわシステムズ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あさかわシステムズ株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。